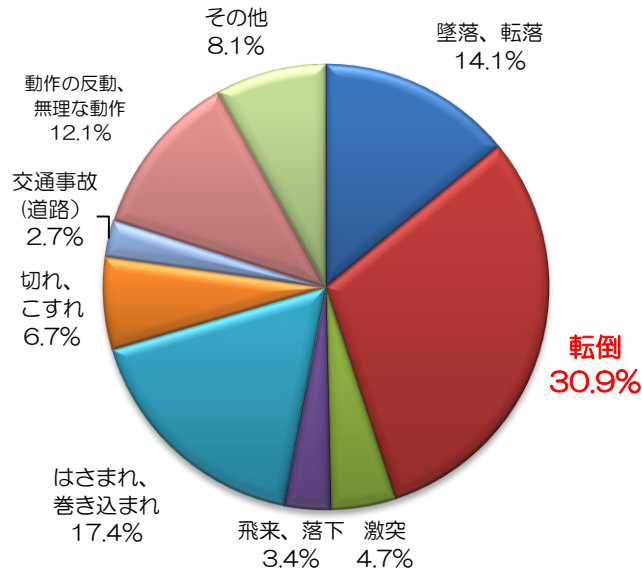




## 平成31年(令和元年)の労働災害発生状況

| 業種<br>(13次防重点業種) | 発生年 | 令和元年8月末     |        |           |        |
|------------------|-----|-------------|--------|-----------|--------|
|                  |     | 平成30年<br>全期 | 死傷(死亡) | 前年<br>同期比 | 増減率    |
| 全産業              |     | 284(4)      | 149(0) | -15       | -9.1%  |
| 製造業              |     | 78          | 34     | -9        | -20.9% |
| 建設業              |     | 34(3)       | 22     | +6        | 37.5%  |
| 土木工事業            |     | 14(1)       | 10     | +3        | 42.9%  |
| 建築工事業            |     | 14          | 10     | +5        | 100.0% |
| その他建設業           |     | 6(2)        | 2      | -2        | -50.0% |
| 陸上貨物運送事業         |     | 35          | 21     | +3        | 16.7%  |
| 林業               |     | 7(1)        | 1      | -4        | -80.0% |
| 小売業              |     | 26          | 17     | +1        | 6.3%   |
| 社会福祉施設           |     | 36          | 18     | -9        | -33.3% |

### 【災害の傾向(事故の型別)】



## 第70回 全国労働衛生週間の実施について

期 間：令和元年10月1日(火)～ 7日(月)

【準備期間：令和元年9月1日(日)～30日(月)】

【スローガン】

**健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場**

労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ時期に実施しており、今年で70回目を迎えます。

各事業場においては、労働衛生週間準備期間及び本週間期間中において、事業場内の労働衛生管理水準向上のため、下記実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の労働衛生意識高揚に努めましょう。

### 事業場における実施事項(抜粋)

#### 労働衛生週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- ⑥ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ⑦ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 など

# 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824** 円  
令和元年10月1日から！

（9月30日までは時間額798円）



26円UP  
だよ！

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は当署監督課に確認してください。

## 【中小企業・小規模事業者へのご案内】

生産性を向上するなどし、最低賃金を引き上げた際に利用できる各種支援制度がございますのでご利用ください。



最低賃金 助成金

検索

## 9月は「職場の健康診断強化月間」です

- ◆ 今年健康診断（定期健診・特殊健診）はお済ですか？
- ◆ 今後実施予定の事業場においては、健康診断実施計画を作成し、計画的に健康診断を実地するよう努めてください。
- ◆ 既に実施済みの事業場においては、**※所見を有する労働者について、医師の意見聴取を確実に実施し必要な措置を講じるようお願いします。**注：法令違反の指摘が多いです！  
※産業医の選任義務のない小規模事業場においては、**地域産業保健センター**をご活用ください。  
（大崎医師会内 TEL:0229-22-1573）
- ◆ 一般定期健康診断の結果、複数の項目で所見のある労働者については、労災保険の二次健康診断を利用することができます。以下をご確認の上、ご利用をお勧めします。  
※本制度を利用したことに伴う、ペナルティー（保険料の値上げ等）はございません。

## 労災保険の二次健康診断等給付をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

### 《一定の項目》

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査またはBMIの測定

### 全ての項目で「異常所見」

※ ①～④の検査項目において「異常なし」と診断された項目があっても、事業場に選任されている産業医等が、長時間労働など就業環境を総合的に勘案し、必要と認めた場合には二次健康診断等給付を受けることができます。

二次健康診断等給付を受けることができます



セーフワーク宮城

検索

本ロゴマークは、「労働災害防止の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由にお使いいただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

宮城労働局のホームページからダウンロード可能となっておりますので、社内の災害防止活動にご活用ください。

労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112